

南宋における新県の成立

— 江西・江浙・広東を中心として —

前村 佳幸

【要約】 小論は、南宋における新県成立過程の実態究明を通じて、県をめぐる地域住民と官府との関係を検討し、基本的な地域単位である県のあり方を多角的に捉えるための具体像を提示するものである。凡そ二〇例ほど確認される南宋期の新県は、歴代王朝において県総数に大きな変化がみられないことから、これまで十分に省みられることがなかった。しかし、江西・江浙・広東における主要な事例を検討すると、新県の多くは、税役負担の不均衡や治安悪化に苦しむ当該住民の要望と協力を背景として成立し、その意向に大きく影響されていたことがわかる。さらに、その経緯は様々なかたちで後世に伝えられ、住民と協調的な知県と在地の読書人層を軸として県政の確立していく様子が顕示された。以上のような新県における状況は、特定住民による地方政治への積極的な関与が地域全体の安定・発展に有利にはたらくこともあった、南宋時代の基本的性格の一環として理解できるのである。

史林 八三卷三号 二〇〇〇年五月

はじめに

宋代史研究において注目されてきた都市の発展と中央集権的な地方行政機構の確立とを整合的に理解する意図をもって、筆者は先に南宋期の鎮（商業集落）に駐在する監鎮官の存在形態と住民との関係を検討した^①。そこで明らかとなったのは、この時期を代表する鎮における社会秩序が住民の自治的な結合というよりも、鎮内部の行政を司る監鎮官と在野の読書人

層との協調を主体として維持されていたことであった。このように筆者の基本的な問題関心は、宋代における地方社会像の解明を通じて、中国前近代社会の構造と国家存立のあり方について考察していこうとするものである。そして、その際には地域住民による共同体的結合の形成のみに意義をみとめるのではなく、国家とりわけ地方官との多面的な相互関係を慎重に検討していくことが不可欠であると考えている。

かかる作業の一環として小論では、基本的に単一の集落から成る鎮よりもはるかに広く領域的な地方社会を構成する県の新設を取り上げたい。近年、青山一郎氏は明代の福建に新設された寧洋県を検討して、県の誘致に積極的であった特定の同族集団の権勢が長期にわたり持続した状況を見出している。青山氏の成果は、新県を通じて地方社会を捉えた事例研究として注目される。しかし、中国の県が行政や地方社会の基本的単位でありながら、その総数が巨視的に人口の増加や社会経済の進展に対応して増えず停滞していたとの指摘があり、氏の研究では新県全体の位置づけが十分でないように思われる。宋代でも県の新設はあまり行われておらず、当時著しい開発をみせた福建の場合、南宋では蓮城県のみである。こうした県総数の固定化傾向について斯波義信氏は、国家権力の保守性と民間の自治的な市鎮による機能代替に起因するとしている^④。県の増設が制約されていたことは重要な論点を包摂しているのである。ただし、清代のような飛躍的な人口増を示していない宋代において、社会と国家の乖離が著しく拡大した点のみを強調すると視野を狭めかねないし、市鎮が鄉村社会に対して果たした歴史的役割やその内部の「自治」など、斯波氏の理解にはなお検討の余地が少なくないように思われる。複雑な要素をはらんだ県の構造と動態を捉えるためには、各時代における市鎮の存在形態に加えて新県の総合的な性格を究明することも必要であろう。

たしかに宋代における県の新設例は決して多くない。しかしそれでも、県の新設は宋朝がなんらかの課題に対応した結果であろうし、新たに編成される当該住民にも少なからず影響を及ぼしたと想定される。県の新設は在地社会の立場と国家の論理を反映し、その実態解明は当時の県一般の理解にも有意義であると考えられるのである。そこで小論では、南宋

における県の新設がいかなる契機や条件のもとで実現したのか——既存の県からの分離、県城の立地選定、衙門や城郭建設などの事業を伴う新県の成立過程の具体像と傾向を明らかにすることにより、宋代の県をめぐる住民と国家の関係のあり方について一定の見解を示したい。

なお対象時期を南宋としたことには特別な理由がある。一つには、在地社会における読書人層の関心や活動が顕著になると指摘される^⑥、この時期の情勢を踏まえると、新県の成立過程においてもその関与が推測されるからである。いま一つは、宋代文献に加えて明清時代の地方志も検索したところ関連史料が比較的多く見出され、在地社会側の立場をより明瞭に捉えられるからである。そこで行論の手順としては、はじめに広州の事例(香山県)を取り上げ、その上で新県の総数・設置時期・地域的分布を確認し、副題にも挙げた地方の個別的状况を中心に検討を加えていくこととする。先ず香山県(現広東省中山市)に注目するのは、錯誤や作為の可能性に配慮しながら後代の地方志に残る宋代関連史料を利用する小論において、示唆するところが大きいと考えるからである。

〔凡例〕『宋会要輯稿』は『宋会要』、『建炎以来繫年要録』は『要録』と略記した。再録されている論文については初出年度のみを記し原載誌名等は省略した。

- ① 拙稿「宋代の鎮駐在官」〔『史学雑誌』一〇七—四、一九九八年〕。
- ② 青山一郎「明代の新県設置と地域社会——福建漳州府寧洋県の場合——」〔『史学雑誌』一〇二—二、一九九二年〕。
- ③ G.W. Skinner, (ed.), *The City in Late Imperial China* (Stanford University Press, 1977), pp. 17-21.
- ④ 斯波義信「中国、中近世の都市と農村——都市史研究の新しい視角——」(大阪大学文学部『共同研究論集』一、一九八二年)。
- ⑤ 趙文林等著『中国人口史』(人民出版社、一九八八年)。
- ⑥ 高橋芳郎「宋代の士人身分について」〔『史林』六九—三、一九八六年〕。

一 香山県の成立

広南東路広州管下の香山島への新県設置は、北宋後半の神宗期、元豊五年(一〇八二)一月に初めて朝廷で検討され

ている。

広南東路転運判官徐九思言えらく「東海に島有りて『香山』と曰う。僑田戸は主・客共せて五千八百三十八なりて、東莞・南海・新会三県に分隸す。凡そ鬪訟あらば、各おの所属の県に帰して辦理するも、風濤に遇わば則ち月を踰ゆるも通ぜず。乞うらくは一県を建て、香山に因りて名と為さんことを」と。本路の監司相度し「止だ香山鎮を置き、監官一員を差し煙火賊盜を兼ねしめんことを欲す」と。之に従う。（『統資治通鑑長編』卷三三一、元豊五年一月癸未条）

上奏者の徐九思によると、主戸・客戸合わせ六千戸近くもの住民が生業を営む香山島では紛争を円滑に処理できず行政が十分に行き届いていない。というのも、住民が三つの県に分属している上にシケで交通の途絶することがあったからである。このことは当局者の方でも十分認識されているが、宋朝中央は最終的に監司の意見に基づいて上奏の通りに県を設置せず、鎮を設けて駐在官（監官）を配置することに決定したのである。県官の代わりに配置されることになった鎮の駐在官についてみると、宋代においては課利徴収に加えて鎮内部の社会秩序を維持することも重視されていた^①。しかし、島全体が当該の官員の管轄とされたならば、それが火災や犯罪の取締りや訴訟の受理などに限られたものであったとしても、市鎮のような密集した一集落の場合とは異なり、広い島内を十分に掌握できたとは考え難い。では、香山鎮の「監官」にはどのような種類の官員が任用されていたのであろうか。南宋の紹興七年（一一三七）には、牛皮の未納をめぐり「副坊」をつとめる住民の洪浩から銀七〇兩を収奪して逃亡した駐在官林智の案件が中央で問題視されている^②。林智の位階「進義副尉」は武臣系かつ無品であり、雑多な出自からなる周縁的なポストとされていたことが判明する。この事件は、当地の地理的な条件などから、駐在する下級官員の不正や怠慢を監視することがとりわけ困難であつて様々な弊害を惹起し、その配置が適さなくなつてきたことを示唆しているだろう。

その後、香山鎮は最初の要請から七一年経過した紹興三二年（一一五二）九月になつて県に昇格することになつたが、^③同時代の史籍からその契機や理由などを直接窺うことは困難である。しかし、嘉靖『香山眞志』をはじめとする地方志に

は、香山県の成立について多くの記述がなされている。以下、これらを史料として検討しよう。

宋元豊五年、広東運判徐九思、邑人進士梁杞の言を用い、建てて県と為さんことを請うも、行うを果たさず、止だ寮官一員を設け、仍りて東莞に属せしむ。宋紹興二十二年、邑人陳天覚建言し、改陞して県と為し、以て輸納に便ならしめんとす。東莞県令姚孝資、其の言を以て朝に請うを得、遂に南海・番禺・東莞・新会四県の瀕海の地を割きて之に帰し、鎮に困りて名づけて香山県と為し、
広州に属せしむ。(嘉靖「香山県志」卷一、風土志・建置)

この記事によつて、梁杞・陳天覚という人物が県の設置要請に重要な役割を果たしていたことがわかる。南宋でも宋朝中
央は、路を単位とした広域的な行財政の監督機関である監司の所見をもとにして県新設の可否を判断していた。^⑤しかし、
最初に要請を行った広南東路転運判官徐九思にせよ、香山鎮の昇格を実現した知東莞県の姚孝資にせよ、かかる地元住民
の提案を取り次いでいたのであり、これが直接の契機であった。梁杞と陳天覚はいかなる人物だったのだろうか。

梁杞は仁宗慶曆六年(一〇四六)に科挙の進士科に合格して以来、鄂州通判などの地方官を歴任し、神宗熙寧年間の初
年(一〇六八)頃に退官して帰郷していた士大夫であったという。^⑥陳天覚については、元・至元乙酉(二二年一―二二八五)
の「阮泳「修県記」(嘉靖「香山県志」卷七、芸文志・文、所収)の一節に、

香山は環海の孤嶼なりて、土曠く人稀なり。昔は東莞県の一鎮為り。紹興壬申、始めて建てて邑と為し、南海・番禺・新会・東莞
の疇零の郷分を衰りて以て之を実す。邑士陳天覚の請に従う也。

とあるのが初見である。香山県学教諭の肩書きをもつ阮泳は嘉靖志では至元元年の挙人とされるが、^⑦本来これは南宋末の
景定五年(一二六四)と繫年するべきであつて宋代に生れ育つた人物である。それ故、この記述は南宋の香山県社会にお
ける陳天覚観を伝えるものとみてよい。さらに嘉靖「香山県志」卷六、黎猷志・文苑には次のようにあり、

陳天覚、庫浦の人なり。宋紹興八年戊午、博学宏詞科に試みらる。議論切直にして、時貴の黜くる所と為り仕えず。益ます力を学
に肆し、郷邦之を宗ぶ。後に奏して寮を建てて県と為し、民の輸役に便ならしめんことを請う。賜を受くること今に逮ぶ。

陳天覚が科挙の一種である詞科に応じたものの官僚として立身せず学問に励み、地元の崇敬を受ける人物であったこと、県設置の請願が島民の納税・就役の利便を目的とするものであったことが述べられている。これにより、鎮の設置後も農民——とりわけ主戸層——と国家との関係で最も基本的かつ重要な納税については従来のままであったことがわかる。しかもそれは「風濤に遇わば則ち月を踰えて通」（前掲『統資治通鑑長編』）じない海を越えて行うものであったから、「輪役に便ならしめん」ことを望む住民側の要求はかなり切実であったと推察される。香山県の成立には、鎮時代と比較して、納税や裁判など官府との往来による住民の負担を軽減する意義があったといえよう。

なお、広南東路転運判官徐九思による最初の要請では、香山島の住民について主戸・客戸両方を「僑田戸」と呼んでいたが、これは住民構成に外来の者が多く辺地とみなされていたことを示している。そして、南宋になってようやく新設が認められた背景としては、宋朝の南遷に伴う北方からの移民が広東方面にも大挙流入し、この島でも移住と開発がある程度進み主戸層が増加していたことが考えられる。宋代、東莞県の戸口は三万戸に達していたといわれ、知県の姚孝資が陳天覚の請願を取り上げて上申したのも、香山島のような特異な地域（畸零郷分）を分離することが当局者として都合のよいことであつたからであろう。

以上のように、明代後期の嘉靖志を参照することでより詳しい事情を推測することができる。ただし、同志の編纂者黄佐（香山県出身）には、陳天覚について「其の行事の詳は、得て聞く可からざる也」とする著述もあり、県の成立から四百年も経過したこの時期には、引用した嘉靖志より詳しい事績が不明となつていたようである。ところが、一九世紀（道光・光緒）に編纂された『香山県志』にいたると、陳天覚が「特に進士の第を賜」つたとか「後に城を築き学を建つ」などと述べる。つまり、陳天覚が進士の身分を獲得しながら、官界に背を向けて在野の活動に尽力し香山県城の建設や県学設立にも関与したと主張しているのである。しかし、博学宏詞科合格者の記録に陳天覚の名を確認することはできないし、それ以前の香山県志等にもそうした記述はない。したがって、読書人の一員である陳天覚が科挙に挑戦したことはともか

く、宋朝から正規の資格を授与されたとする点については明らかに後世の脚色であると指摘できる。^⑭

なお、宋元時代の県城は「土垣」を「四百五十丈」にわたってめぐらしたものであったが、別名を「鉄城」といった。^⑮ その由来について嘉靖志は次のように記す。

初、陳天覺奏す。久しく其の郷釜沖に就き建置せんことを欲す。衆、形勢に非ざるを以て、之を争いて不可とす。乃ち陰かに鉄砂を今の城址に布きて曰く「城を建つには必ず貴き地を須う。地貴き者は土重し」と。乃ち二処の土を取りて之を秤るに、竟に鉄砂土重きを以て、遂に焉に建つ。因りて号すと云う。

ここでは、県城の建設地点をめぐって紛糾した際、陳天覚がトリックを用いて巧みに解決したことが述べられている。以上のような陳天覚像は、彼の行動が時代の経過につれて潤色によって理想化されつつ住民に記憶され続けたことと密接に関連していると、筆者は考える。しかしこのことは、ある特定の住民が知県姚孝資に具体的な請願を行ったこと、それが個人的な利害を含んでいたにせよ住民全体の利益を代弁する立場にたっていたこと、それに対する当時の在地社会における高い評価の存在を否定するものではない。

こうして、県城は恐らく定住起源の最も古い地区の一つで、既に官員の常駐していた香山鎮に建設されたのであるが、その際、武臣致仕であつた住民の劉必従なる者が県庁舎としてその邸宅を提供しており、陳天覚の行動とともに県城の建設に対する特定住民の積極的な姿勢を見出すことができる。ただ香山県の場合、島嶼部に設置されており、やや特殊な事例であるともいえる。そこで、以下の章では各地の新県に視点を移し、その基調を究明することにより理解をさらに深めていく。

① 拙稿参照。

② 「宋会要」刑法三十七七裏一七八表、勘獄、紹興七年一〇月六日条

刑部開具下項、……一広東経略安撫司奏「本州訪聞得、進義副尉

権広州香山鎮林智在任、与本鎮副坊洪浩為保、領黃世通不納牛皮事、林知（智？）取乞洪浩銀七十兩」等。（広東経略安撫司）已牒広州送所司、根勘施行。提申、林智逃走、乞下高州催勘施行。

本部已勘会、自合一面移文高州、發遣前來。本州根勘計二十九次、符下広州四次、申到因依兩次。根治即目未有結絶。

③ 梅原郁「宋代官僚制度研究」(同朋舎、一九八五年)一一九頁。

④ 「升広州香山鎮為県、従本路諸司請也」(『要録』卷一六三、紹興二二年九月丙午条)。

⑤ 前註及び「紹興二十二年、東莞県姚孝資請州聞於朝、勅立県也」(輿地紀勝)卷八九)との記事から、東莞県→広州↓監司(諸司)↓朝廷という要請経路が考えられる。監司の関与は、他の例でも確認される。

⑥ 嘉靖「香山県志」卷六、黎猷志・人物

梁杞、延福里人。性醇謹、好学通五経、直郡庠、慶曆六年登進士。初為連州司理、獄獄詳明。部使者論薦為桂陽令、漚政以惠民為本。

……嘉祐中、遷比部員外郎。尋以朝奉郎通判鄂州軍事、……熙寧初致仕。与運判徐九思建議、請立香山為県、事不果行。然自是之後、竟成県治、鄉民便之。啓其端者杞也。是時、海曲望族称陳・梁二家、而杞家声尤著。稽其譜牒、顯仕者十余人、散在他邑凡千余指。経略使仲簡序之。

⑦ 嘉靖「香山県志」卷六、黎猷志・科貢表。

⑧ 陳楽素「珠璣巷史事」(『學術研究』第六期、一九八二年)、何維鼎「宋代人口南遷与珠江三角洲的農業開發」(『學術研究』第一期、一九八七年)。

⑨ 康熙「東莞県志」(内閣文庫蔵)卷四、戸口。

⑩ 黄佐撰「広州人物伝」(嶺南遺書所収)卷六、宋知州黄公勳

香山陳天覚、紹興八年、試博学宏詞科。議論切直、為時貴所黜、乃不復仕。時香山尚為鎮。紹興二十二年、天覚与東莞令姚孝資請立為県、詔從之。天覚亦以文学知名。然三人者(李康臣・蔡甄・陳天覚)、其行事之詳、不可得而聞也。

⑪ 道光「香山県志」卷六・列伝、光緒「香山県志」卷一三・列伝(一)内は原註)

陳天覚、字元英(陳氏族譜)。紹興八年、試博学宏詞科、特賜進士第。議論切直、為時貴黜所、乃不復仕。時香山尚為鎮、止設寨官一員(広州人物伝)、屬於東莞。歲輸糧莞城、常被海寇(陳氏族譜)。紹興二十二年、天覚請改築為県、以便輸納(広州人物伝)。

東莞県姚孝資請州聞於朝(輿地紀勝)、割南・番・東・新四邑瀕海地為県。詔從之。天覚以文学知名(広州人物伝)、後築城建学。邑人頼之、祀鄉賢(張府志)。

⑫ 「宋会要」選舉二二二、宏詞科、紹興八年(一一三八)六月一日条。

⑬ 嘉靖「香山県志」卷六、黎猷志・科貢表に陳天覚の名は記載されていないし、同志卷四、教化志・学校によると、儒学(県学)は紹興二十六年(一一五〇)創建とあるが、陳天覚の関与は全く触れられていない。

⑭ 博学宏詞科については、「宋史」卷一五六、選舉志二科目下に「命官除婦明・流外・入質及犯賊人外、公卿子弟秀者皆得試」とあり、註⑩の伝で「乃不復仕」としていることとあいまって、陳天覚が既に入任していた可能性もないわけではない。

⑮ 「宋始開設土垣号鉄城(原註)。元因之。周四百五十丈、門四」(嘉靖「香山県志」卷一、風土志・城池)。

⑯ 註⑮の(原註)部分(康熙「香山県志」卷二、建置・城池にも同文)。

⑰ 嘉靖「香山県志」卷一、風土志・井泉(白水泉)。

⑱ 嘉靖「香山県志」卷六、黎猷志・勇義
劉必從、始家仁山下、性勇果有材。以功授教武校尉惠州副將、贈封其父中孚為忠訓大夫、兄必恭訓武校尉。紹興壬申、初建県治、必從捐其祖居、徙家長洲。邑人義之。

二 新県をめぐる設置時期と地理的・社会的状況

表1は、『宋史』地理志をもとに南宋期の新県を検出・整理したものである。小論でいう新県とは、概ねこの時期になつて初めて県名を命名して県治・県城を建設し行政を発足させたものである。

これにより先ず設置時期に注目すると、南宋初期の紹興年間（一一三一―一六二）には、福建路の蓮城県を皮切りに利州路（四川）の廉水県、江西南西路における全ての新県（三県）、広南東路の香山県、荆湖南路の新寧県などが成立している。この時期、南遷した宋朝はその存立をかけて金国との和平確立や各地の叛乱平定に追われていた。そのため金軍との戦場となつて荒廢した淮南などでは若干の県が一時的に廢止されたけれども、新県とは別に少なくとも一一一県が再設置されており（表2）、領土の重なる部分については北宋後半と比べてやや増設となつた。しかし、統治の比較的安定する紹興末よりおよそ百年間は、設置の割合が一層少なくなり、大きな動乱のない両浙東西路に初めて新設されるなど、より局地的な問題に対応したものとみられる。このように紹興年間に比較的集中して県が増加したことについては、体制再建の一環であつたことが推測される。

ところで、宋末の淮南における荆山県・五河県・清河県は、州レベルの行政機関である懷遠軍・淮安軍・清河軍の発足に伴いその倚郭県として設けられたが、その県城はいずれも淮水とその支流の合流点にあり、モンゴル軍に対する戦略的な役割が期待されたものである。また湖南（荆湖南路）には、少数民族経略のために嶺南や江西に近接する南部に三新県が成立している^③。なお、四川における六新県は一つを除いて元代半ば頃までには全て廢止され永續せず、詳しい事情を知ることが難しい。そこで小論では、これらの地域を主たる検討の対象からはずし、宋代社会の基盤を構成する漢族農民と密接に関連して成立した江西（江西南西路）、江浙（両浙東西路）、広東（広南東路）及び福建（福建路）の新県を対象として、どのような契機や条件のもと新県が成立したのか、その傾向を明らかにすることを通じて、国家と住民、双方の姿勢や立

表1 南宋期の新県

	名称	所属	設置時期	現存の地方志或いは後身
1	慶元県	両浙東路処州	慶元3年：1197	崇禎 康熙 嘉慶 道光 光緒 民国
2	嘉定県	両浙西路平江府	嘉定10年：1217	正徳 嘉靖 万暦 康熙 乾隆 嘉慶 光緒 民国
3	五河県	淮南東路淮安軍	咸淳7年：1271	康熙 嘉慶 光緒
4	清河県	◇ 清河軍	咸淳9年：1273	嘉靖 康熙 乾龍 咸豊 同治 光緒 民国
5	荆山県	淮南西路懷遠軍	宝祐5年：1257	嘉靖 万暦 雍正 嘉慶 ※①
6	新城県	江南西路建昌軍	紹興8年：1138	正徳 康熙 乾隆 道光 同治
7	広昌県	◇ ◇	紹興8年：1138	康熙 同治
8	楽安県	◇ 撫州	紹興19年：1149	康熙（二種） 同治
9	新寧県	荆湖南路武岡軍	紹興25年：1155	万暦 康熙（二種） 道光 光緒
10	鄱県	◇ 衡州	嘉定4年：1211	康熙 乾隆 同治
11	桂東県	◇ 郴州	嘉定4年：1211	康熙 乾隆 嘉慶 同治 光緒
12	蓮城県	福建 路汀州	紹興3年：1133	康熙 乾隆 民国 ※②
13	納溪県	潼川府路瀘州	紹定5年：1232	嘉慶 民国
14	安寧県	利州 路長寧軍	嘉定4年：1211	至元22年（1285）廃止。
15	和溪県	◇ 寧西軍	開禧3年：1207	元代に廃止。
16	廉水県	◇ 興元府	紹興4年：1134	紹定年間（1228～33）廃止。
17	龍渠県	夔州 路咸淳府	南渡後	元初に廃止。
18	明通県	◇ 達州	南渡後	至元22年（1285）廃止。 ※③
19	香山県	広南東路広州	紹興22年：1152	嘉靖 康熙 乾隆 道光 光緒 民国
20	乳源県	◇ 韶州	乾道2年：1166	康熙（二種）

【表1 典拠】『宋史』地理志4～6，『宋会要輯稿』方域6～7州県陞降廢置，『輿地紀勝』，『建炎以來繫年要録』，『大清一統志』。県志の検索に際しては『中国地方志聯合目録』（中華書局，1985年）を参照した。

※①至元28年（1291）以降，懷遠県。※②至正6年（1346），連城と改名。

※③前身は明通院（『宋史』地理志では通明院）。北宋崇寧年間設置説あり（『大清一統志』巻422）。

表2 南宋における廢県の再設置

	県名	所属	廢止時期等	再設置時期
1	広陵県	淮南東路揚州	熙寧5年7月：1072	南渡後
2	臨武県	荆湖南路桂陽軍	天福4年：939	紹興16年：1146
3	資興県	〃 郴州	於太平興国至熙寧之間①	嘉定2年：1209
4	汶川県	成都府路茂州	*九域志	南渡後増県一
5	貴平県	〃 仙井監	熙寧5年11月：1072	乾道6年：1170
6	籍県	〃 〃	〃	〃
7	永泰県	潼川府路潼川府	熙寧5年12月：1072	本尉司南渡後為県
8	流溪県	〃 順慶府	熙寧6年2月：1073	紹興27年：1157
9	大竹県	〃 渠州	景祐3年：1036	紹興3年：1133
10	良山県	利州路蓬州	熙寧5年2月：1072	建炎3年：1129
11	豊都県	夔州路咸淳府	*九域志	南渡後
12	務川県	〃 思州	宣和4年：1122	紹興2年：1132
13	安夷県	〃 〃	〃	〃
14	邛水県	〃 〃	〃	〃
15	石城県	広南西路化州	開宝5年：972	乾道3年：1167
16	懷遠県	〃 融州	至和初置(1054~56)	紹興14年：1144
17	河地県	〃 慶遠府	*九域志	南渡後
18	遂溪県	〃 雷州	開宝4年：971	紹興19年：1149
19	徐聞県	〃 〃	〃	乾道7年：1171
20	寧遠県	〃 吉陽軍	熙寧6年11月：1073	紹興6年：1136
21	吉陽県	〃 〃	〃	〃

【表2 典拠】『宋史』地理志4～6，『元豊九域志』，『輿地紀勝』，『統資治通鑑長編紀事本末』巻77，州県廢復。①『輿地紀勝』巻57。後に興寧県と改称。

*九域志は、北宋後半成立(1080)の『元豊九域志』に県として記載されていることを示す。

場について考察を試みる。

新県の地理的環境としては、既存の州県の周縁と山間部にあつたことが概ね共通する特徴として指摘できる。南宋の地理書によれば、江西における三つの新県は「兩粵・七閩と其の疆を犬牙」し「五嶺を控え、三呉を控え、七閩を抗御す」（『方輿勝覽』巻二）といわれる撫州・建昌軍の外縁部にあり、江西・広東・福建の交界地帯に接近していた。また、広東の乳源県は「地広く人稀なり、山溪は險阻なり」（『輿地紀勝』巻九〇）といわれ、蓮城県（福建）の地名は「四山の環繞すること簇簇なりて蓮の如し、因りて以て名と為す」（同書巻一三三）と地勢に因んでいたのである。こうした地域の抱える問題を示す史料として、兩浙東路処州慶元県（浙江）の初代知県富嘉謀による「経始記」（成化『処州府志』巻一五、慶元県志、所収）が挙げられる。^④

処、県を統ぶること六有り。龍泉は処を距つこと遠しと為り、而うして郷の松源は龍泉を距つこと蕃遠と為り、地は浙東の極に居り、中は高にして旁は下なり。流水四注して湍急なり。其の巖巖の峰・谿谿の石は、甌南閩越の交に屹立し、嶺複なりて益ます峻なり、道隘くて益ます險なり。戸有ること万もて計え、邑を為さんと願う者は蓋し有年なり。其の居幽遠にして、足跡未だ嘗て県に至らずんば、其の所を得ざる者有り。令に聞こえざる所有り。凡そ豪民の武斷、賦役の不均、訴訟の不平は、其れ能く自ら令の庭にて弁せんや。

これによると、慶元県の母体となつた龍泉県松源郷は、浙東と福建の境界にあつて州治から最も離れていた同県のさらに奥地に位置していた。その上、峻險な山岳が聳えて龍泉県域と通行が困難なため、官府の目が行き届かず「豪民」が実力にまかせて権勢を振い、農民の税役負担や訴訟に対して公平を期すことが困難であつたという。そのためか「時に松源の官賦の積逋は一万有奇なり」と、恐らく輸納の困難さから一万石もの両税が滞納される結果を招いていた。^⑤このように県治から離れ交通の不便な地域であつたことが住民の生活に深刻な弊害を惹起していると認識されており、一万戸近くを擁する同郷の住民から処州に対して県設置の要望が出されるに至つたのである。^⑥

もつとも、こうした地域が外部から全く孤絶した環境にあったわけではない。例えば、「州城を去ること高遠なりて、水道に通ぜず。官司は催科に勞し、巡尉は巡警を憚る」として乳源県の置かれた乳源郷（広東）では「陸は湖広の桂陽に通ず。盜賊出沒すること時無し」といわれ、湖南方面に通じていたことが治安の悪化と関連づけられているのである。以下、各新県の状況について俯瞰してみよう。

江南西路の建昌軍では、紹興八年（一一三八）三月一八日における監司の上奏に基づき、南豊県・南城県を分離して広昌県と新城県が設置された。設置から四年経過した紹興十二年（一一四二）一月朔日の日付をもつ、陳孔休「勅新城県記」（正徳『新城県志』卷一〇、芸文、所収）は、新設の経緯と理由について次のように記す。

上位に即くこと十有三載なり。知軍事汪公待舉、民を視ること由お己のごとし。毅然として利害を条析すること益ます詳らかなり。是に於て、安撫使臣李綱・転運使臣逢汝霖・徐霖合奏して曰く「臣等叨に勅旨を奉り、一路を按撫するに、昼夜任に克えざるを懼るは、唯だ是れ民の利病なり。敢て心を悉さざれば、宜しく究むるに万一を報ずるを以てすべし。臣等伏して觀るに、本路建昌軍の両県は繁劇最爲り。各おの一県を添うに非ざれば、則ち以て租賦を督し盜賊を息めさせ難く、臣等歿すと雖ども且つ罪有らんと。上惻然として之を許し、有司に命じて、南城県上の五郷を分かち、黎灘鎮に就きて新城県を建つ。

ここで注意を要するのは、「安撫使臣」李綱の江南西路安撫制置大使（兼知洪州）としての在任期間が紹興五年一〇月から同七年閏一〇月までであったことである。また管見の限り、彼の文集（『李忠定公文集選』『梁谿先生文集』）にも関連する史料を見出せなかった。そのため、李綱を筆頭とする上奏が皇帝に認められ新設に結実したという部分については疑問があるし、そもそも李綱の在任中実際に要請が行われたのか不明である。とはいえ、当時の江南西路では叛徒の平定と民生の安定化が最大の課題であって、李綱もその責任者であったから、先の「勅新城県記」における新設の理由は当時の状況を伝えるものとみてよいだろう。なおこの地域は武夷山脈により山がちで、県の設置後も「境七閩に接」する新城県南部では「塩盜」が活動していた模様である。また、全く同じ理由で設置された広昌県の場合、その県名は広東広西に交通路が

伸びていたことに由来するという^⑬。さらに、同じく江南西路の樂安県もまた「疆土濶遠なりて、山嶺重複」（『輿地紀勝』卷二九）し、知撫州黄震の言によると「州を去ること独り遠く舟楫を通さず」という土地柄であった反面、贛江の支流によって路西の吉州・贛州に接続していた^⑭。そのために民衆叛乱の発火点として度々問題視された贛州（虔州）と福建西部の汀州方面から「賊」の侵入することがあり、そもそも同県の設置は、虔化県など贛州方面の「盜賊」が侵入・横行する情勢下、叛乱の波及を抑止し山寨に避難していた住民を安堵するために要請されたのである^⑮。

さらに福建・広東方面について確認すると、汀州では蓮城県が監司の要請に応じて「蓮城堡」に設置されている。また乳源県の場合は、「盜賊出沒すること時無し。至らば則ち屠戮を肆にす」という情勢において、南宋初期の紹興年間に住民の胡世賢・鄧寿保・丘元鳳・蘇傑・呉勲らが県設置の請願を韶州に行い、これが認められたものであった^⑯。

以上のことから、概して所属の州県の治所から遠隔で官府との往来が困難かつ外敵の脅威にさらされがちな地域が対象とされ、所管の監司による上奏が中央で認可されてはじめて成立したことがわかる。また、当該の在地社会の側からは、治安確保と税役負担の均等化や裁判における公正の点から県の新設が強く望まれていたといえるだろう。次に新県を析出した県に視点を移すと、嘉定八年（一二二五）二月二四日、八等級（赤県・畿県・望県・上県・中県・中下県・下県）の格付とは別に「四十大県」を指定した際^⑰、両浙東路処州の龍泉県は「繁難大県」としてここに加えられ、江南西路建昌軍の南城・南豊県と福建路汀州長汀県は「望県」に属していた。これらの県は新県を分離してなお全国の県のなかでもやや上位にあり、中央に重視されていたといえる。そして、そこから分離した慶元県・新城県・広昌県は「上県」とされていた。また、江南西路撫州崇仁県とそこから分離した樂安県についてはどちらも「上県」であったが、宝慶三年（一二二七）頃成立の『輿地紀勝』は崇仁県を「望県」と記す（卷二九）。これは崇仁県の方が圧倒的に多くの住民・田地を管轄していたことにより、ほどなく改定されたことを示している。さらに、「望県」の両浙西路平江府崑山県の場合、この二年後には当地の知府と監司の要請によって嘉定県が分離されることになる（詳細は第四章）^⑱。これらのことから、分離後の各県の

表3 戸数及びその推移（主客総数）

県名	設置前	設置後	典拠
嘉定県	創県時分3万	→69,425 (1358年)	万曆志卷5
新城県	15,400	24,470 (1195～1200年) →36,860 (1259年)	康熙志収旧序／卷3
広昌県		18,489 (1195～1200年) →30,737 (1259年)	同治志卷2
樂安県		→22,489 (1260～64年)	弘治撫州府志卷12
香山県	5,838 (1082年)	→11,348 (1297～1306年)	第二章註②
乳源県		1,914 (1174～89年) →2,890 (1225～27年)	康熙志卷3

発展や状況の変化を考慮しても、それ以前の管轄領域が広大で業務も繁忙であったことは明白であり、県の新設・分離は析出した県としても業務を削減し、その責任・負担を軽減するため有効な措置であった。

それでは、新県の成立は果たして当地の郷村社会全体にとって有益であったのだろうか。この問題については、戸口や耕地面積が一定のパロメーターとなるだろう。表3は、一部の新県の戸数についてまとめたものである。これによれば、戸数がかなり少ない乳源県も含め増加の趨勢にあったことがわかる。また、樂安県では設置から淳熙年間（一一七四～八九）に至る約四〇年間に田地が一五五、六七〇畝から二一七、五五一畝へと拡大している。②さらに香山県の場合、嘉定八年（一一二五）当時の等級は最も低い「下県」に過ぎなかったが、淳祐二年（一二五二）になると知県の任用対象が京官に拡張しており、戸口増など香山県社会の変化に対応したものとみられる。史料上の制約からわずかな根拠を示したに過ぎないけれども、県の新設が開発途上にあった辺地の治安・秩序を保ち農民の諸負担を若干軽減し、移住にせよ自然増にせよ、その定着を安定化させる一要素として作用したことを確認しておきたい。

ただし、県はあくまで宋朝が必要と認め皇帝の勅許を得てはじめて設けられるものであり、一部の県では北宋より新設が要請されながらなかなか認められなかったように、政府に積極的に県を増やしていく姿勢を見出すことはできない。しかも、政権中枢の意向にも大きく左右され、当地の状況や住民の要望をうけた地方官の上奏がただちに県の新設につながるわけではなかった。香山県の場合、新法政権下その新設を最初に上奏した徐九思が

旧法系官僚とみなされていた一方、慶元県では、宰相京鐘と地元（龍泉県）出身の吏部侍郎胡紘の関係が決定的であったとい、嘉定県の新設については時の権力者史彌遠が支持していたようである。そしてさらに県の新設を制約していた理由として、新設に伴う関係者間の軋轢とその調整の問題が挙げられる。樂安県に注目すると、その設置要請は紹興年間のはじめにも行われており、その時は永豊県（江南西路吉州）が所管の雲蓋郷の分離に難色を示したために廃案となった。さらに、設置からしばらくして、雲蓋郷の主戸農民（税戸）張達らによる「本郷運漕に通ぜず、負擔の路遠く、輸納に難し」との請願に応じて元に戻す事態が生じている。結局、樂安県は田産の三分の一を占める雲蓋郷なくして成り立たず当初のままで固定化するが、治安の安定がもたらされる——とされたとはいえ他の州から編入される住民にとっては税糧の納入先がかえって遠くなり不服であったし、永豊県の側からすれば雲蓋郷の分離は他郷との交換というかたちで相殺されるべきことであった。このように、県の新設においては管轄領域をめぐる州県当局の立場や住民間の利害にも十分配慮しなくてはならず、政府として容易に実行できるものではなかったのである。

① 一例として、次の『要録』卷八四、紹興五年正月戊辰条を挙げる。

詔、承州權廢兩県、和・蘆・濠・黄・滁・楚州各廢一県、逐県各置監鎮官一員。以民事簡少、省其繇費也。

② 『宋史』卷四四・理宗本紀四、同卷四六・度宗本紀、『大清一統志』卷九三・一二六・一三四。

③ 『要録』卷一六八・紹興二五年四月丁亥条、『輿地紀勝』卷五七・六二、万曆『新寧県志』卷六・人事考（郷賢）、同治『邵県志』卷二・沿革、同治『桂東県志』卷一四・名宦志（曹彦約伝）。

④ 同文は康熙『慶元県志』卷九、芸文志にも収録されている。同志では「建慶元県経始記」と題し、成化府志（国会図書館蔵）と対照すると記述の一部に省略がみられるが、それ以外はほぼ一致する。

⑤ 「経始記」には「千万有奇」とあるが、多すぎるので「建慶元県経

始記」に従った。

⑥ 富嘉謀「経始記」

慶元丁巳（一一九七）、民以状白府、請以松源一郷、益以延慶之半、聽置為邑。聞于部刺史、達于朝。

⑦ 『宋会要』方域七一一三、州県陞降廢置四

乳源県、乾道二年十月三十日置。……隆興二年十月三十日（日）、広南東路経略安撫・提刑・軫運・提舉常平茶塩司言「韶州曲江・崇信・樂昌・仁化去州城高遠、不通水道、官司勞於催科、巡尉憚于巡警。今措置、欲就曲江県管下洲頭津置県作乳源県。便于催科、水路可通州城。乞省曲江県丞一員為県令、兼管県市税場、又省洲頭津監官為簿尉、仍移樂昌県平石巡檢于橋村壩駐劄、改称韶州曲江・樂昌・乳源三県巡檢。委是経久利便」。從之。

⑧ 劉天錫「新設乳源県記」(康熙「韶州府志」卷一〇、芸文志、所収)

韶之曲江、西有乳源郷。居民數百家、陸通湖広桂陽。盜賊出沒無時、至則肆屠戮。然雖頗罹殘虐、而民守死弗遷者以易爲生耳。紹興間、郷民胡世賢・鄧壽保・丘元鳳・蘇傑・吳勳等、數以其當設県治事、請於守臣。時諸重臣与留守周侯舜元、亦以其地遠民夥政化難及裁可、上聞得許。報父老、聞之欣然趨事。

なお康熙二六年初「乳源県志」卷八、芸文志は「乳源県記」を収録している。劉天錫を作者とするが、「新設乳源県記」の中間部分を欠いている。したがって、小論では康熙二二年初の府志(内閣文庫蔵)を基本とした。嘉靖「韶州府志」(東洋文庫蔵)には収録されていない。

⑨ 「宋会要」方域六一二八、州県陞降廢置二

広昌県、紹興八年置。新城県、紹興八年置。紹興八年三月十八日、江西安撫・軫運・提刑・提拳司言「建昌軍南豐県天授郷掲坊耆并南城界黎灘市、乞各添一県。詔、掲坊耆以広昌県爲額、黎灘市以新城県爲額。

⑩ 李昌憲「宋代安撫使考」(齊魯書社、一九九七年)四三三五頁。

⑪ 「韶江西制置大使李綱趣捕虜・吉諸盜。時以山賊周十隆等未息。」

(要録)卷一一一、紹興七年五月丁卯条。

⑫ 康熙「新城県志」卷一、職官志・極高巡檢司。

⑬ 「大明一統志」卷五三、建昌府。

⑭ 黄震「四月十九日勅樂安県稅戶免糶榜」(慈溪黄氏日抄分類)卷七八、所収)、康熙「樂安県志」卷一、地輿志・水。位置関係については、譚其驥主編「中国歴史地圖集 第六冊 宋・遼・金時期」(地圖出版社、一九八二年)圖六一を参照された。

⑮ 贛州については佐竹靖彦「宋代贛州事情素描」(一九七四年)「唐宋

変革の地域的研究」同朋舎、一九九〇年、所収)に詳しい。

⑯ 康熙増修「崇仁県志」(内閣文庫蔵)卷一、提封志・疆域

見泉亦張詠申軫運司勅樂安県劄子云「崇仁爲県、地里湖漚、而県治在東北隅、去臨川県界幾六十里、地皆平衍、故無盜賊。自県治西抵永豊県界一百五十里、又自界首凡九十里、然後至永豊県。両県相去二百四十余里、而南望宜黄、北望豊城、相去亦百余里。其四県之交、數百里間、山川險惡、並無城邑鎮戍、実可爲盜賊巢穴。……又近廢化諸県、居民誘引賊徒、入境作過、玩習既久。故四県連郷頑黠之民、見其有得、欲從之。昼則執鋤治田、夜則操兵橫行。至於良民、僅得相聚爲山寨以自防、而耕牧之事則尽廢弛、租稅緣此多致不辦。今若割崇仁之天授・樂安・忠義三郷・永豊之雲蓋一郷、於中間勅立一県、而臨川素号繁劇難治、復割臨川之惠安・穎秀兩郷却隸崇仁。如此則道里均平、県邑相去不遠、斯民漸近教化、盜賊自然不生。……」。紹興十七年三月、軫運鈎光祖条奏。十九年己巳、得旨創樂安県。自是盜息。

⑰ 「宋会要」方域七一一一裏、州県陞降廢置四、紹興三年七月一五日条

福建路軫運・提刑司言「相度到汀州連城堡、乞創置一県。詔依以連城堡爲名。

⑱ 註⑧参照。

⑲ 「吏部条法」差注門二(「永樂大典」卷一四六六一)、尚書左遷申明嘉定八年二月二四日勅(「五裏」一八裏)。ここでは三八の繁難大県しか記されていないが、赤県(臨安府錢塘・仁和県)を加えれば「四大県」となる。

⑳ 弘治「撫州府志」卷二二、版冊。南宋末(一一六〇〜一四四)、それぞれの戸数は六八、二四四戸、二二、四八九戸で三倍近く差があり、税

額も州で最も低かった。

②1 『宋史』地理志によると、嘉定県は上県、崑山県は依然として望県であった。

②2 弘治『撫州府志』卷二二、版冊・田畝。

②3 註⑨及び『吏部条法』差注門二、尚書左選申明、淳祐一一年閏一〇月三〇日勅（二四裏―二五表）。

②4 『大徳南海志』卷六には「戸一万一千三百六十九」と記録され、一三世紀後半になると北宋（元豊年間）に比べて倍増していることがわかる。

②5 陳孔休「新新城県記」（正徳『新城県志』卷一〇、藝文、所収）

自崇寧追宣和、郡諸部使者論列于朝、用唐武徳故事分地建邑、屢寝不報。

②6 嘉靖『広州府志』卷四七、官宦・宋上に伝あり。

②7 富嘉謀「経始記」

時冬官貳卿胡公紘松源人也。為丞相京祁公所推重、首言建邑便。祁公深然之。故遺民之情亟達于上、惟粉邑大事也。

②8 高衍孫「嘉定創県記」（明・錢穀輯『呉郡文粹統集』卷九、所収）

丞相魯国史公当軸列上報可。

②9 康熙増修『崇仁県志』卷二、提封志・疆域

況紹興之初、亦縁盜賊不息、已曾申請朝廷、乞創置一県、蒙回降指揮、依所乞措置、当采已差官踏逐、卜地名虞墟作県場、止因永豊県争占雲蓋一郷、不肯割隸、遂因循不曾施行。今來、雲蓋郷亦受盜之弊、田地荒蕪、民不安居。若不割隸、終為廢土。

③0 『宋会要』方域六一七表、州県陞降廢置三、紹興二四年二月五日条。

詔、撫州安楽県雲蓋郷復隸吉州永豊県、其永豊県遷鶯郷依旧撥還吉州吉水県。初紹興十九年、建置安楽県、以永豊県雲蓋一郷隸安、以吉水県遷鶯一郷隸永豊県。至是、雲蓋郷稅戸張達等具狀、陳本郷不通運漕、負擔路遠、難于輸納。故有是命。

③1 黄震「四月十九日勅安楽県稅戸免糶榜」。

③2 康熙『永豊県志』卷一、疆域志

紹興十八年、置安楽県於撫州、仍割県之雲蓋郷以属彼、而取吉水之遷鶯郷以償此、民称不便、二十四年嘗復其旧、至三十一年、又卒如初議。

三 県城の建設と住民の関与

以上で確認したように、南宋では治安の悪化及び税役負担の不均衡と県の新設は密接に関連しており、商業化の進展や特定の鎮の成長を主たる要因として実現した例はほとんどなく、あつても存続できなかったようである。① 新県の県城については、交通の要衝にあり若干の商業的機能も備えていた村落・市鎮・寨を前身とする例を確認できるが（表4）、いづれにせよ県の設置を機に諸々の工事を施されてはじめて行政の中心地として相応しい都市へと変貌したのである。

表4 新県の県城

県名	城郭の有無・内容	前身	典拠
慶元県	ナシ：「明嘉靖二十五年…始築」	蕉洋	康熙志卷1
嘉定県	「知県高衍孫始築県城堊以甃」	練祁市	万曆志卷3
新城県	ナシ：「(宋元)実未有城」	黎灘市※①	康熙志卷2
広昌県	土城/環五里	揭坊耆※②	同治志卷1
樂安県	土垣/八里二十歩※③/門4	詹墟	康熙志卷2
新寧県	ナシ：「旧無城池」	金城村	万曆志卷1/2
鄞県	ナシ：「正徳六年辛未…始議版築」		同治志卷5
桂東県	ナシ：「未建城」	上猶寨	同治志卷3
納溪県	土城：「宋紹定初始築」	納溪寨	嘉慶志卷2
蓮城県	土城/300丈/「中可容七百家」	蓮城堡※④	『永樂大典』卷7893
香山県	土垣/450丈	香山鎮	第一章註⑤
乳源県	土城/五里余※⑤/門4	虞塘	第三章註⑤

※①②(第二章註⑨)。「黎灘鎮」との表記あり(第二章引用文)。

※③「周廻八百二十歩」(康熙『撫州府志』卷4)→410丈。

※④北宋末期に設置(民国志卷6)。一説には「村」(『永樂大典』卷7889、『輿地紀勝』卷132)。

※⑤「五百余」(康熙志卷8)→この場合、五〇〇歩=250丈か？

香山県と同様、県城の立地選定や施設の建設にあたっては当該地住民の意向や協力の如何によって大きな影響を受ける場合が多いといえる。先にも述べたように乳源県の場合、設置自体住民の要望に応じたものであったが、公式には隆興二年(一一六四)一〇月三〇日に広南東路の監司の上奏により認可され、その県治については、河川交通の利用に適し所属の韶州への解運を容易にする点から、既に監官によって商税の徴収されていた「洲頭津」に建設するとされた。ところが、実際には二年後の乾道二年(一一六六)一〇月三〇日に設置されている^②。しかも、『輿地紀勝』(巻九〇)や『宋史』地理志でも「洲頭津」を県治所在地とするが、初代知県として韶州の司理參軍から転じた劉天錫の「新設乳源県記」によると、乾道三年(一一六七)八月二三日「鄉儒・父老」鄧灝らへの諮問によって「虞塘」に建設することを決めたという^③。虞塘と洲頭津は全く別の場所であり、政府の決定が住民の意向によって変更されたことになる。このように乳源県では、住民の協賛を得てはじめて県城の建設に着手したのであり、その結果、「周圍五里余、高十一尺、厚七尺」もの城壁と県政の業務・権威を支える諸施設や住民の日常生活を律する「鼓

楼」が完成したという^⑤。もっとも、乾道七年（一一七二）二月までの劉天錫の任期中、二千戸に満たないわずかな住民だけで（表3参照）、これほどの大事業が実現したとは考えにくい。また「新設乳源県記」は、離任に際し劉天錫が「父老」の求めに応じて碑文として執筆したものである^⑥。後任の者や次の世代に「創県之始」を伝えていく趣旨というが、彼らの功績を顕示する行動ともとれる^⑦。こうした側面から割り引いて考える必要があるけれども、韶州など上司からの積極的な援助が窺えないことは注目に値する。

ところで、前章でも引用した「勅新城県記」（正徳『新城県志』巻一〇、芸文、所収）は、地元出身の举人（郷貢進士）陳孔休によるものであるが、そこには、

制下るや、郡、能吏を選び材を庀めて経始せんとし、右従事郎・南城県丞趙公輔を以て令事を撰ねしむ。……越えて明年正月、旨を被け即真す。……是より先に、公僧舎に寓治し、未だ興建を以て民を勞するに忍びず。一旦に父老私竊かに歎きて曰く「吾儕小人、且つ闔廬有りて以て風雨を庇う。今や天幸にして恵仁なり。侯は吾属の父母なり。而るに暴露隘薄せば、我ら則ち人に非ず」と。即ち相い与に奔走し竭蹶として趨事す。材を山に伐り、石を壑より運び、瓦を竈に陶き、絡鑿として交献す。未だ幾くならずして堂寝・門廡・狴犴・府庫、夫の群吏の舎・燕処の室とは畢く備わざる無し。

とあって、住民の工事負担を憚って僧院で執務する初代知県の姿を見た「父老」達が自発的に庁舎の建設資材を提供したという。その真相はともかく、この例からも、十分な資金や近隣農民・厢軍等の動員による手厚い支援を受けられず県治の整備に苦心した初代知県の立場が垣間見えよう。先の劉天錫は仏教寺院を解体して資材を確保したというし^⑧、慶元県の「経始記」では、天恵によって大量の良木が得られ住民に労苦をかけずに済んだことが強調されている^⑨。なお嘉定県については、住民の直接的な意向によらず国家権力の威信をかけた官側によって推進されたので、宋朝中央からまとまった資金の支出されたことが確認できる。しかし、この場合でも両税の一部を建設費として充当することにして、住民の負担が求められているのである（次章にて詳述）。このように、県治・県城の建設は当該地の住民の負担に大きく依存する傾向が

看取される。また表4に示したように、県治の城郭のほとんどが簡略な「土垣」や「土城」で、それさえ無い場合もあったことは、住民負担の限界を反映していると考えられる。それでは、なぜ香山県の陳天覚や劉必従のように特定の人物が積極的に県城建設に関わろうとしたのであろうか。かつてロバート・ハイムズ氏が広範な分析を行った江西撫州に属する樂安県に注目してみよう。

樂安県の県城が設けられたのは、「詹墟」という集落であったが、その際に用地を提供するなどして、最も協力的な姿勢を示した住民としては詹大通という人物が挙げられる。詹墟は大通の祖父で北宋景祐年間の進士であった詹鏞の移住に因み従来の名称(嚴城市)に替わって呼ばれるようになったといわれ、詹氏がこの交易地を經濟基盤とし実力を蓄えていたとするハイムズ氏の見解は妥当であろう。なお南宋期、樂安県の詹姓で最多の進士一名と舉人を輩出したのは「衙背」詹氏であった。詹大通は衙門の着工後その後方に住居を移したというから、官府に提供した土地等は資産の一部に過ぎなかったであろうし、詹鏞と詹大通が科擧合格者を継統的に出し安定した勢力を示す「衙背」詹氏の家系であったと推測することは十分可能である。そして以上のことから、詹大通がその地盤詹墟に県城を誘致したことについては、行政に対する公的な寄与であると同時に、樂安県社会に名声を確立しその勢力を高めていく重要な意義をもっていたとみて間違いない。なお紹定三年(一二三〇)、樂安県は福建汀州方面より侵入してきた「寇」に蹂躪され、県尉が戦死し衙門も焼失した。その再建の経緯を記す真徳秀の「樂安県治記」には、辞意を示す知県に対して留任を求め、その面子を立てるとともに、県治の再建と県政の回復に必要な資金の捻出に率先して協力した住民として陳氏と曾氏が特筆されており、地元では陳子昂・曾莘なる人物であったと伝承されている。ここで注目されるのは、「陳氏名某、恩を以て某官を授けられ、曾氏名某、恩を以て某官を授けらるる」(「樂安県治記」と記されるように宋朝の官僚(真徳秀)から「邑之士」とみなされるかか有る力住民が、その貢献により何がしかの官位を授与されていることであり、詹氏以外の有力者もまた科擧や婚姻関係に加えて県政に協力することを社会的上昇手段として活用したことが指摘されよう。乳源県でもこれに類似する状況が確認され

る。²⁰ ハイムズ氏によると曾氏は科挙合格者を出す一方、在地の士人層との婚姻関係を進めていた名家（甲族）であったという。²¹ さらに、南宋末期、知撫州として州内の救荒に取り組んだ黄震の「咸淳七年」四月十九日勸業安県税戸発糶榜²²には、米穀放出の大口懇請先として詹・曾・陳姓がみえ、県内随一の詹良卿をはじめ有力な地主の多くが「官人」身分を保有していたことがわかる。これらのことは、香山県における陳天覚や劉必従の行動を理解する上でも重要であろう。県の創設事業に積極的に関与することで、土地集積など経済力のみでは得ることのできない地位や威信が期待できたのである。なお陳子昂・曾莘については時代が下るにつれて、県城を制圧した汀寇が住民に知県の面通しを行った際、偽りの答えによつて救つたとか、叛徒を説得したなどと粉飾されているようであり、後世における陳天覚の扱いと類似するものを見出すことができる。

ところで、香山県には「県令梁公德政碑」と題する一文が伝わっている。これは、乾道七年（一一二七）から淳熙元年（一一七四）における知県梁益謙の治績²³顕彰を主題としたものであるが、内容的には水利工事や賑濟倉の設立など民生に直接関係するものよりも、それまで形ばかりでござなりにされていた文教の振興に熱心であったことについて多く叙述され、赴任に際して先ず学問の大事さを説き、自ら学生の監督にあたり、彼らに規範や指針を示すために文章を著し、「豪民」の占拠している土地を収用して学田を増やすなど県学の振興に努めた梁益謙の姿が詳しく描かれている。この「県令梁公德政碑」は県民の依頼を受けた広州教授の劉漢英という人物の手になるもので、作者はその経緯を次のように述べる。

一葦、予に謁して曰く「吾邑始めて創せられし自り十九年に垂とし、令尹を得て邑の氣象始めて新たむ。吾邑に学有りて自り、数令尹を閲たり。令尹を得て学の規模、始めて就り山川に蟠結するに至り、天造られ地設けられし自り以来、奇を伏せ秀を隠す者も亦た令尹を得て焉に軒豁呈露せるは、其の事偉なり。願わくは一言し以て誌さんことを求む」と。予曰く「諸生は令尹の政化を心し、蓋し邑と相い不朽為る者有り。予の言を仮らずと雖ども、若^かに士と民、他日寧んぞ之を忘れんや。継心に至りては、燈伝縣譜し、以て令尹の美意を墜うこと無し。又た後來の者の為に勧めざるを得ず」と。端平丙午、従仕郎・広州教授劉漢英撰す。

文末には「端平丙午」とあるが、これは丙申か甲午の誤りで端平三年ないし同元年（一二三四）を指すのであろう。^②つまり、本人の離任から実に六〇年も経過したもののなのである。では、なぜこの時期になって「徳政碑」により知県梁益謙を顕彰するのであろうか。文中の人物がたとえ「一輩」のような無名な存在ではあっても、読書人（士人）としての意識や素養をもっていたことと、碑刻を前提とした内容が何よりも先ず読書人の評価——例えば県学の振興——に基づいていることは明らかである。このように儒学的な価値観を通じて自らの知県を評価し、それを文章で伝えていくようになったことは、香山県でも士人層がその存在感を一層増しつつあったことを物語っている。そして、「後来の者の為に勧めざるを得」ないような模範像を賞揚したことについては、今後の知県に対してそれを求める在野の読書人層の姿勢を示すものとして理解できないだろうか。

なお、科挙受験が盛んであった江西の土地柄を反映して、南宋期には樂安県で四四名、新城県で三三名、広昌県で一五名の進士合格者を記録している。^③これらと比べれば、香山県の成績は全く振るわない。^④しかし、南宋の後半に「義塾」が陳氏ら四姓共同で運営されるようになり、その際に知県が扁額を与えたこともあわせて判断すると、香山県でも儒学的な教養の修練に努め知県とも比較的良好な関係を結び在地社会での卓越化をはかる士人層は広範に形成されつつあったのである。

以上、三章に及ぶ検討によって、新県の成立には行政の浸透と住民の大部分を占める農民生活の安定とを主な課題として官民双方によって推進される側面があり、その際重要な役割を果たす場合の多かった当地の有力者——特に士人層——にとっては、新しい活動の場をもたらした在地社会における勢力の維持・拡大の機会を与えるものであったことを明らかにしてきた。そして、こうした士人や父老と称される地元有力者層の動向は、新県における地方行政の浸透度・成否を大きく左右するものであったと考えられる。^⑤しかし、全ての新県が住民と官府との協調によって成立したのであろうか。この問題と関連して次章では、これまで紹介してきたものとは若干状況の異なる両浙西路の嘉定県（現上海市嘉定区）に着目し、

県の新設をめぐる国家と住民の姿勢や立場についてさらに検討を加えていきたい。

- ① 香山鎮の指定は県新設の代替であった。また、浙東紹興府の義安県は楓橋鎮を昇格させたものであるが（一一七二年）、わずか二年で廃止となった（『宋史』地理志）。
- ② 第二章註⑦参照。
- ③ 劉天錫「新設乳源県記」（前掲康熙『韶州府志』）
余承之司理、当道檄余、經画立県之制。余承命惟謹、昼夜不遑寧處。於乾道三年八月十有三日、集鄉儒父老鄧源輩、議立県於乳源郷。處塘黄土嶺下。
- ④ 明・洪武元年（一三六八）、県治は處塘から洲頭津に移転したので（康熙『乳源県志』卷二）、「古県城、在處塘、去今県治七里、遺跡尚存」（同卷四）という記録がある。旧県城の後身は「県東八里」にあった打鼓墜市であろう。というのも、旧県城の「東百余歩」の地点には「鼓樓」があり（次註）、その廃棄が地名の由来になったと考えられるからである。したがって、處塘は洲頭津の東方にあったと推定される。
- ⑤ 劉天錫「新設乳源県記」
由是、取木於山、伐石於野、建県治・儒学・廟祠・壇壝・庁事・殿堂・廊廡・廩舎・倉庫、以楹計五百八十有奇。築土城、周圍五里余、高十一尺、厚七尺。因隨里便為四門、……去県東百余歩、近厚水有高阜、立鼓樓於上。所以嚴戒禁省農昏、惕民之勤、警民之惰也。
- ⑥ 劉天錫「新設乳源県記」
越歲辛卯二月既望、新県尹蕭光大來代政。余亦將丐息休矣。因請父老請予記県治事跡。願相謂曰「大夫建功吾邑、惠恤吾屬歷四年余矣。今而不可借留。恐維斯邑者莫知創県始。請勒諸石、識其歲月、俾後有所考」。此余新建乳源県治事美之記所由來也。……其聚貨督役効力各執事皆急務於遠大者、列於之碑陰、示不忘也。
- ⑦ 慶元県でも「士民墳溢公門、乞辭諸碑以誌其頌末。乃撫美而書之。嘉泰元年（一一〇一）十月既望記」（富嘉謨「經始記」とあり、同樣な経緯によるものであった）。
- ⑧ 「余憫其規制尚未備、撤境內浮屠之無名者二十区取其材」（新設乳源県記）。
- ⑨ 富嘉謨「經始記」（前掲成化『処州府志』）
方析邑命下、咸謂締創之事古人所難。今儲材不素、雖用民力、懼歷稔而無成。時有木數千株、在深山窮谷、既巨且良。天久不雨、一夕暴流漲溢、皆蔽溪順流而下亦異矣。
- ⑩ R. Hymes, *Statesmen and Gentlemen: The elite of Fu-Chou, Chiang-Hsi, in Northern and Southern Sung* (Cambridge University Press, 1986).
- ⑪ 『宋会要』方域六一二六裏一二七表、州県陸降廢置三
紹興十九年十二月、詔、于撫州管下地名詹墟置樂安県、割本州崇仁県天授・樂安・忠義三郷及吉州吉水県雲蓋一郷隸屬、仍將吉州吉水県遷鶯一郷割還永豐県、撫〔州〕臨川県忠安・永秀兩郷割還崇仁県。従本路諸司請也。
- ⑫ 康熙『樂安県志』（内閣文庫蔵）卷七、性行志・義俠
詹大通、居詹墟五斗湖。紹興戊辰（一一四八年）創県、卜立衙舍、始於古塘、繼遷儒学傍、皆不利。術者謂宜于詹墟。大通慨然以己地立治、併捐貲修隅坊街道、遂退居於衙後。

⑬ 康熙『樂安縣志』卷一、地輿志・古蹟

敵城市、即詹墟。宋景祐進士詹鶴任崇仁主簿勸農、至市愛其山川之勝、遂家焉、因名詹墟。紹興間創縣、公曆三易。至此鶴孫大通讓以為治、今縣治是也。在五斗峯南。

⑭ Ibid. pp. 53-54, 74.

⑮ 康熙『樂安縣志』卷五、選舉志。

⑯ 註⑫參照。

⑰ 康熙『樂安縣志』卷四、秩官志・名宦。

⑱ 真德秀『樂安縣治記』（『西山先生真文忠公文集』卷三五、所収）

紹定之三年、不幸盜發隣壤、撥零都隄宜黃、乘間擄虛出吾不意。

於是、信安張侯涓叟之為宰、未閱月也。報始聞、侯自悼至官晚、

兵未集而寇大至、吏与民四出以避其鋒。寇退、侯自悼至官晚、不

得予飭守備以全吾民、則請于州丐罷去。邑人聞之者皆曰「吾邑之

令賢令也。其可舍諸」。則相与白州求侯還故官。侯曰「民不能舍

吾、吾亦不忍忘吾民也。願無屋以居奈何。邑之士陳氏曰「吾令

賢者也。令而還、吾請任營建之責」。侯又曰「有屋矣。無財奈何。

會氏曰「吾令賢者也。令而還、吾請致餼粟之助。……而庠序事

之堂若燕私之室亦相踵告成。蓋靡錢緡若干、其凡出於某氏、而衆

又協助焉。

⑲ 康熙『樂安縣志』卷七、性行志・義俠

陳子昂、蛟湖人。會莘、望仙人。紹定三年寇至、公私靡舍尺燬。

執令張涓叟以問人、人給曰「非令也」。遂得狀。寇退令請於州乞

罷去。陳・會等赴州留之。涓叟曰「秦庠治無所、虞祿不繼」。子

昂請堂公廩、幸請致饋饌。張令遂婦、撫招逃亡、邑賴以安。

⑳ 創縣に關与した胡・鄧・丘・蘇・吳姓の内、鄧姓は北宋に三代続け

て進士を出し、その裔孫で「鄉儒父老」の一人鄧灝も特奏名進士であ

ったという。鄧姓からは元明にも郷土防衛を指揮した儒者や科擧合格者が見出せる（嘉靖『韶州府志』卷八・九）。

㉑ Ibid. pp. 39, 95.

㉒ 『慈溪黃氏日抄分類』卷七八、所収。

㉓ 康熙『撫州府志』（内閣文庫蔵）卷二四、人物考。これは彼らの住

所が県城から離れていることや、同時代人の真德秀が「方侯之遇盜也、

県民有繫于獄者、盜聞之、民給曰非令也。侯遂免。」（『樂安縣治記』）

と述べている点からみて、二人の「篤行」を強調するために脚色され

たものである可能性が高い。註⑲の康熙縣志で単に「人」とされている

ることにも注意されたい。

㉔ Ibid. p. 149. 先に示した理由から、これはさらに改変されたもの

と考えられる。ハイムズ氏は在地士人の存在意義を重視するあまり、

後世の地方志における作為性に十分配慮していないように思われる。

㉕ 嘉靖『香山縣志』卷五、官師志・県官表。

㉖ 劉漢英『県令梁公德政碑』（嘉靖『香山縣志』卷七、藝文志、所収）

広郡之西南、船行可四日許有嶼曰香山。環鬱引海、旧隸于番・

南・莞・新四邑間、紹興壬申始割。而邑之前後長吏低頭行文書而

已。視邑如伝舎、生聚教養、漫不加省、学用具文、邦亦弗靖。令

尹梁君、以吏最聞擢宰是邑。下車喟然曰「茲土雖僻居海島、吾士

亦天地間秀民。惟閩塾党庠、先王所以課民子弟、欽射黼祭之間、

齒位德行之教。去王畿為最遠、視州長之教為最密。令即閩胥族師

之職乎、乃比校誦法之遺意。民未知教、雖齊魯之邦亦難理。予不

飾茲事。其何以詔于夫子」。先時春秋二試、士子群來、応故事朔

望再拜外、足罕至学。君於試期輟已膳、羅序事之隅限之、程約訓

勸獎課以文也。命職学事者輪日講繹經史。君時來警論、諸生駢首

怡怡、堤醒發蒙、淑以義也。学旧有虞、畝斛微劣、每供二祀与春秋

教養外、廩用不周。君乃跡其秋田之荒廢、得於豪民所連之阡、為
 頃二為畝二十有六、捐俸董直、請于廩使、以益用支之餽焉。……

②⑦ 広州州学教授劉漢英の名は、嘉熙丁酉（一二三七）の「葦嶺增修学
 廩記」（『金石統編』）卷一九、宋七、所収）にもみえる。

②⑧ 康熙『樂安県志』卷五・選舉志、正徳『新城県志』卷七・選舉志、
 同治『広昌県志』卷四・人物志。

②⑨ 嘉靖『香山県志』卷六、黎猷志・科貢表によると、宋代では梁杞以
 降、同県籍の進士は皆無で、南宋期の挙人とされる五名が見出される
 に過ぎない。

③⑩ 嘉靖『香山県志』卷一、風土志・古蹟に「新美窟、在四字都西村黄

四 新県の設置と宋朝——蘇州嘉定県の場合——

嘉定県は平江府（蘇州）下崑山県東部を分離して嘉定一〇年（一二二七）に新設され、その県城は崑山県の中心地から約
 七〇里にあり「軍馬司・酒坊之地」であったとはいえ「本百家之聚」に過ぎない「練祁市」に建設された^②。その設置を求
 める上奏において、知平江府趙彦櫛と提拳両浙西路常平茶塩公事兼權提点刑獄公事王棐は、宋朝中央に当地の状況として
 次の三点を報告する。

其の害は三有り。争競・鬪毆・焼劫・殺傷せば、罪は刑名に涉り、事は人命に干る。合に追会を行うべきも、伏して官に赴かず、
 年を経て決す可からざる者有るに至るは、此れ獄訟淹延の害なり。浜江旁海し地勢は僻絶なりて、忌憚無きの民相い率いて寇と為
 り、公に剽掠を肆にし退かば即ち窩藏し、殆んど淵藪と成るは、此れ劫盜出沒の害なり。豪民は令を慢り、役次は差し難く、間ま
 二十余年も保正無きの都有りて、兩税官物は、積年して納めず。只だ秋苗一色もて之を言わば、歳に常に四万余石を欠き、其の他
 も是に類す。此れ賦役扞格の害なり。此の三害有りて、崑山遂に難治の邑為り。其の来るは一日に非ず。蓋し県は方百里にして茲

道山下。宋嘉定甲子（一二六四）、鄉人王・蔣・梁・陳四氏創建義塾、
 以訓鄉族子弟。齋名邑令洪天驥所屬」とある。洪天驥がさらに県学施
 設を整備・拡充したことについては、文天祥「知湖州寺丞東巖先生洪
 公行状」（『文山先生全集』）卷一一、所収）に詳しい。

③⑪ 先の黄震による救荒の実態を明らかにした、赤城隆治「宋末撫州救
 荒始末」（『中嶋敏先生古稀記念論集 下巻』）中嶋敏先生古稀記念事業
 会、一九八一年）によれば、その自主的な担い手として在地の士人・
 資産家に期待していた黄震の方針は強圧的なものへと変化したという。
 私的利害を優先する者が跡を絶たなかったからであり、この場合、樂
 安県の当局者は施策を徹底させることができなかつたのである。

の邑の広袤たるや焉に倍す。一令を以て之に臨ませば、制馭必ずや及ぶ能わざる所有り。頑悪を養成するも亦た地勢の然らしむなり。(『吳郡志』卷三八、県記・嘉定県「補註省節」)

即ち、重大な暴力事件が生起しても当事者が出頭せず一向に処理できなかつたし、略奪行為が頻発して盜賊の巢窟のような有様であつたという。さらに、資産家(豪民)は行政の末端業務を遂行する「保正」に就役せず、二〇年間も欠員状態の続く「都」があり、秋税(秋苗)だけで年間「四万余石」もの滞納が恒常化する結果を招いていた。なお、こうした状況は県治に近い崑山県西部ではみられず、同県の「難治」は県の中心から遠隔地にある東部によるものであると指摘され、さらに住民のなかには次のように、

敢て官司と敵を為し、命令を奉らず、追呼を受けず、承差を毆撃し、文引を毀棄し、甚しきは而ち巡尉会合せば、亦た敢て千百を結集し器械を挾持し以て相い抗拒す。此に自りて頑俗を習成し、誰何す可き莫し。(同上)

官府の命令を徹底して拒絶した挙句、武器を所持し徒党を組んで公然と官憲に敵対する者さえおり、政府の威令は全く及んでいなかつたのである。こうして、平江府の指示によつて行われた实地調査を踏まえて、県の新設と「練祁市」への県城建設が上奏され認可となつたのであるが、初代知県高衍孫(前崑山知県)は現状を次のように分析していた。

竊かに謂えらく、嘉定分創と慶元の事は伸しからず、と。慶元、上戸の申請より出づれば、則ち公家は固より楽聞する所なり。嘉定、台府の奏陳に始まれば、則ち民情に疑懼無きにもあらず。疑懼する所の民を以て一切の政を行わば魚爛禽駭し、潰れざれば則ち逸う。惟だ之を先んずるに優容を以てし、民をして自悛せしめ、之を守るに擾さざるを以てし、民をして自安せしむれば、則ち迹しないて詭異無く、而して人斯れ馴服せん。然るに東郷の頑獷を成習す所以は由りて然とする有り。税租を逋違し、戸籍を詭挾すること、積歳して既に久し。愆犯すること益ます深く、往往に重足して市に適き、或は追呼を聞くも死に行き出るを願わず。淳良の質有ると雖ども、未だ玉石俱に焚かるを免れず。(高衍孫「嘉定創県記」、明・錢穀輯「吳都文粹統集」卷九、所収)^⑤

つまり、嘉定県では慶元県の場合とは異なり住民の自発的な協力は期待できず、柔軟な姿勢で接し住民を労つてはじめて

県の求心力が生じるというのである。ここで注目されるのは、国家の主導で設置する以上、住民に全面的に依存することが困難であることと、官府に対して協力的な姿勢に転ずる可能性のある住民の存在を前提として、信頼を醸成しようとする態度である。そのために高衍孫は、県の威厳を見せつけるよう県城の完成に努める一方、財源として中央から五千緡、平江府から一万緡を取得し、さらに嘉定一〇年度（丁丑歲）における兩税の畸零分「一万四千五百余緡」等の流用を認めてもらい、不足分は流通部門から得られる課利（酒税）で補うことで住民に新たな負担をかけないよう配慮したし、なによりも県の設置が収奪を目的とするものではないと明示することが、住民の支持を集める鍵であったのである。

このような嘉定県の状況でこれまでに取り上げてきた新県と異なるのは、住民の態度といえよう。つまり、不作や輸送が困難だから滞納するのではなく納税行為そのものを拒否しており、一見したところ国家に対する協力や依存が窺えないのである。しかしこの姿勢も、宋朝権力を相対化するような自立的な住民の連帯を背景としたものというより、他の例と同様^⑩、既存の県治から著しく離れていることに起因しているようである。それだけに、税役負担などで崑山県西部との間に大きな格差が生じ、住民の間に不満や反発を高めていたことは想像に難くない。そのため、嘉定県の成立は、納税先が近くなるという点で住民に歓迎される側面もあつたと考えられる。そして、同地域は「近畿之邑」（「補註省劄」）として宋朝のお膝元であつた兩浙西路に所属していたから、政府としては財政収入の損失に加えて、^⑪ 国家の威信に関わる問題でもあり放置し続けるわけにはいかなかつたのである。なお、高衍孫は「今纔か兩載四閱月し、前の三書幸にして遂に屏息す」（「嘉定創県記」）と自賛しているけれども、嘉定県成立後の同地域における国家権力の浸透と社会秩序の実態については、徴税実績、公共事業の展開、住民各層の動向などにより総合的に判断されるべきであろう。小論ではこれらの点について立ち入って検討することはできないが、さしあたり県治や県学の整備・拡充傾向からみて一定の成果を挙げていると^⑫ 考えられる。それでは最後に、漢族農民の統治を主眼として設置された南宋最後の新県とみなされる嘉定県の事例を通じて、南宋における新県の設置数を総括してみたい。

唐代中期より開發が進展した江南デルタ平野の一角を占める同地域は、設置前には既に少なくとも一万戸以上の農民が定着していたと推測される^⑮。そして一部の住民が略奪行為に走り治安が悪化していたことについては、この地域における交易の展開と関連したものと捉えることもできる。しかし、北宋南宋を通じて江南地方に新設された県は嘉定県のみであり、一五世紀以降になつてようやく増設の傾向が明瞭となる。後に飛躍的な発展をみせるものの、宋代における江南デルタ低地部の農業生産力はいまだ不安定な水準であつたといふ^⑯。それだけに、多くの新県が成立する基盤はなお未熟であつたと推測されるのである。明代には広東・福建・江西でも県数が大幅に増えているが、これも概ね一五世紀以降のことであつた。このようなことから、新県の成立数は、それぞれの政治的な要因に加えてそれを支える社会経済の歴史的諸条件をも反映しているといえよう。

① 范成大修・汪泰亨增訂『吳郡志』卷三八、県記・嘉定県「補註省筭」。

② 万曆『嘉定県志』卷二、宮建考。

③ 鄭虎臣輯『吳郡文粹』卷九、万曆『嘉定県志』卷二にも収録。校本とした。

④ 「補註省筭」

照対、平江府管下五県、其境土広袤無如崑山、而頑獷難治亦無如崑山。詳攷其故、蓋崑山為邑一十四鄉五十二都、東西相距幾三百余里、県治以遷就馬鞍山、風水僻在西北。故西七郷与官司相接稍稍循理。自崑山県治東止練祁七十里、自練祁止江湾又七十里、通計一百四十里。其間止有商量湾・楊林両案、又皆不足倚仗。故東七郷之民憑恃去県隔絶、敢与官司為敵、……

⑤ 「補註省筭」参照。これにより練祁市に県尉が置かれた。この種の前例としては、嘉泰元年（一二〇一）、崑山県東部と似た状況であつた兩浙東路婺州東陽県永寧郷をめぐり県尉が増置されている（『宋会

要』職官四八―八一裏―八二表）。こうした消極的な対応の方が多かつたのであろうが、嘉定県の場合、「且先添一尉、然東七郷之頑根深帶固、決非邑尉之卑所能聳動」とあるように、より深刻なものとされていたのである。

⑥ 万曆『嘉定県志』卷二所収「宋知県高衍孫創県記」により、一部改めた。

⑦ 高衍孫「嘉定創県記」（嘉定二三年九月朔日撰）

経始于戊寅（嘉定二一年）仲冬、越歲余而落成。屋以楹計者、県百有奇、若丞若簿四十有五、若尉五十有五、学宮四十、倉廩惟半、祠社有壇宇、……以次備具。

⑧ 高衍孫「嘉定創県記」

若夫營造之費、則有朝廷撥賜五千緡、本府給助一万緡、共丁丑歲畸零苗稅一万四千五百余緡・米一千三百余斛、足以充所費三分之二、其餘斡旋酒稅、僅備給用。迄于告成、而民謂無擾。

⑨ 高衍孫「嘉定創県記」

衍孫稔知其故、遂白台府、今日之後咸与維新、凡八年九年五鄉略零二稅先後倚閣、十年者添助本県營造、使民少寬。新賦納自十一年始、如減秋苗之納耗、免夏稅之增紙、罷財斛司、絕橫歛之擾、淳穎籍之以示勸懲、如此等類皆蒙聽從。戊寅（嘉定十一年）五月、衍孫稔命來此、一意奉行、敢不敢以輕施、吏胥不容苛擾、意向所在民、輒先信拳、欣然而相告曰「官府寬恤如此、我輩何其幸歟。毋怙頑、毋作慝、毋狃前以絕自新之路」。民聽既孚、始欲興作、冒霜露披荆棘、役民于農暇、取材于他郡、……

⑩ 第二章註⑩など。

⑪ 淳熙十一年（一一八四）における平江府（蘇州）五県の総戸数は一七三、〇四二戸で秋苗の年額は約三四三、二五六石であったから（『吳郡志』卷一、戸口稅租）、「四万余石」もの滞納額は、府全体の一割以上を占めていた。しかも、『淳祐玉峯志』（卷中、稅賦）によれば、分離前の慶元年間（一一九五―一二〇〇）、崑山県の秋苗は年一〇、八〇〇〇石ほどであり、分離後の年額は約五九、八四七石であった。このことから、滞納額は実に分離前の崑山県の半分近く、つまり嘉定県域の大部分ということになり、当地の兩稅徵收が麻痺していたことがわかる。

⑫ 万曆『嘉定県志』卷三、營建考・県治及び学宮。

⑬ 分離以前の慶元年間（一一九五―一二〇〇）、崑山県下一四郷五二部の戸数は主戸が三五、三四二戸で客戸が三、七〇〇戸であり、分離後

の淳祐年間（一二四一―五）頃には主客計四五、三六八戸（九郷二四都）であった（『淳祐玉峯志』卷上、戸口）。註⑩に示した税額とあわせて推測すると、嘉定県発足当時の五郷二八都の住民は少なくとも一万戸を越え、崑山県同様、増加の趨勢にあったと考えられる。

⑭ 例えば、練祁市から「七十里」（註④）離れた「江湾」は「商賈經由衝要之地」であり、重要な交易地であった青龍鎮に水路によって通じていた。『宋会要』食貨一七―三六、商稅雜錄、紹興六年（一一三六）一〇月八日・紹興七年二月二日条、参照。

⑮ 浙西とりわけ嘉定県の周辺では、一四三〇年、嘉興府に一挙に四県が新設され宋代より倍増した（『明史』卷四四、地理志五）。また一七二四年、蘇州府・松江府（宋代の嘉興府華亭県・常州府地区には実に一三県（内二県は附郭県）が設置され、その際に崑山県より新陽県、嘉定県より宝山県が分離している（『清史稿』卷五八、地理志五）。

⑯ 大澤正昭『蘇湖熟天下足——「虚像」と「実像」のあいだ——』（一九八五年）『唐宋变革期農業社会史研究』汲古書院、一九九六年、改題・収録。

⑰ 一五世紀以降、広東では広州府・肇慶府・潮州府が、福建では漳州府が県数をほぼ倍増している（『明史』卷四五、地理志六）。一六世紀中に九県が成立した明代の江西については、許懷林「江西古代州県建置沿革及其發展原因的探討」（中国地方史志協会編『中国地方史志論叢』中華書局、一九八四年）に詳しい。

おわりに

全体的にみて、この時期の新県は、社会経済が先進的に発達した地域に対してではなく、一定の物的基盤を有し、かつ

統治上深刻な問題を抱える周辺部に設けられるものであった。新県総数の少なさはこのことと深く関係している。^①しかし、その内実を検討してみると、青山一郎氏が「住民の協力を全く必要とせず、官僚が勝手に設置するようなことはなかつた」^②と見通したように、国家が強圧的に推進する例は少なく、当該地域の住民——とりわけ士人や父老と呼ばれる有識・有力者層——の強い要望と協力を背景としていたことは明らかである。このように南宋における新県の成立過程には、生活の基盤となる在地社会の安定と発展のために国家に責任を負わせる、住民の内発的な選択としての側面が看取される。そのため、県が王朝国家の統治機関としての本質をもつとしても、住民が一方的にその支配を受容させられたという理解は成り立ち難い。この点は、住民の要請に因らずに設置された嘉定県でも同様であり、新県を軌道に乗せようとする当局者は住民の支持を獲得するため、彼らに歩み寄る姿勢で臨まなくてはならなかつた。

このような成立過程を示す新県において、特に有力住民の自発性・指導性が際立っている点について見直すべきは、特定の階層や集団の利益追求手段として新県を位置づける理解である。^③収租の実現すら公権力に強く依存せざるを得なかつたという南宋地主の姿を想起すれば、かかる側面は決して軽視されるべきではない。しかし例えば、佃戸の側でも災傷に際しては県を主体とする公権力を通じて佃租減免を獲得することがあつた。^④そうした県の新設を国家はもとより地域住民の意向や利益に反して推進できたであらうか。県の新設に関する官僚の主張には、「弱者は赴愬に難しとし、強者は其の剽掠を恣にし、居民商旅は皆な聊頼する無し」(蓮城県)というものがある。^⑤さらに香山県や慶元県の場合、税役負担の不均衡が設置要望の根底にあつたが、嘉定県でも設置の目的として「寇盜は弭んず可し、役は均しくす可し、公に於ても私に於ても皆な利益有り」という点が重視されていた。^⑥このように、県の新設は「弱者」を圧迫する「強者」や「寇盜」の勢力を抑制して社会秩序を保ち、在来の県の遠隔部であることに起因する弊害を軽減し住民の生活を安定させる施策として正統性を持ち得たのである。そのため、新県を推進する有力者の行動もまた地域住民全体の要望を代弁するその立場から容易に逸脱できなかつたと考えられる。^⑦

さらに、住民側の内発性が明確な香山県にせよ、そうでない嘉定県にせよ共通する特徴を見出すことができる。それは、鄉村社会の安定的な統合は県によってのみ担われ、市鎮の地位で果たし得る役割には限界があったことである。嘉定県域の置かれた練祁市の周辺地域では、暴力を含む実力がものをいう情勢であり、必ずしも地縁的なまとまりや秩序を民衆の側で形成していたわけではない。これは新県の展開に対する根強い抵抗が住民側にみられず、豪民の行動に公的な方向性が窺えないことから判断されることである。他方、県は必ずしも絶対的に地方社会を管理していたわけではないけれども、裁判や公共工事・救荒ひいては文教の振興を行うことが内外より一貫して求められる存在であった。このことは、税役負担の適切化とあいまって嘉定県が結果的に各層の住民から容認され定着できた要因の一つではないだろうか。そして香山県などにおける住民もまた、個人や郷村レベルでは解決の難しい問題を県という国家の機関を受け入れることで解消しようとしていた。これらのことを通じて、住民の地方政治に対する主体性が必ずしも国家からの離反としての「自治」や「自治」の展開に帰結しないことが確認されなくてはならないだろう。

こうして県の設置後、住民達は知県など当地の地方官との関係に一層配慮するようになる。県政に対する有力住民の直接的な協力や関与に加えて、創県の経緯は「記」や県志によって後世にまで伝えられ、時には誇張や潤色を交えつつ住民の寄与や知県との相互協調的な関係が描かれたし、「徳政碑」や後世の「郷賢祠」「名宦祠」もまたその行動や治績を顕彰する役割を果たしていた。これらのことは国家の派遣する知県によって統治されることを自ら選択しつつも、そこに住民側の立場を反映させ在り地社会安定の支柱にしようとする意識のありかたを示しているのである。^④

① 嘉定県では「但恐有起蓋扉字等費」（第四章前掲「補註省劄」とあるように、当初、新設に伴う出費が難点とされている。県新設の限界性は、財政や地方官の人事運営の点からも論じられるべき問題であるが、小論の考察範囲を越えるため後考に委ねたい。

② 〈はじめに〉註②青山氏前掲論文註(80)。

③ 第四章註①許懷林、〈はじめに〉註②青山氏前掲論文参照。
④ 高橋芳郎「宋代の抗租と公権力」（宋代史研究会編『宋代の社会と文化』汲古書院、一九八三年、所収）。

⑤ 胡太初修「臨汀志」（『永樂大典』卷七八八九—一七表）。

⑥ 第四章前掲「補註省劄」。

⑦ 県の創設に深く関与した同族集団の勢力永続については、族内外に對して行なわれた諸々の営為による、複合的なものであることに注意すべきであろう。新県そのものがそれを保障してくれるわけではないのである。

⑧ 一例を挙げれば、梁杞と陳天覺は明・嘉靖二六年（一五四七）に「名宦祠」と同時に知県が建立した「鄉賢祠」に合祀され、前者における姚孝資とともに立県の功勞者としての地位を公式に与えられるこ

とになった（嘉靖「香山県志」卷四、教化志）。

⑨ 南宋では監鎮官の徳政碑も確認される（拙稿第三章）。「徳政碑」と題していなくても、同様な意義をもつものは南宋社会において広く見出されると考える。

〔付記〕 本稿は平成一〇年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の助成によるものである。

（名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程）

The *Buke* Rites and Kyoto-style *Haji* Ware

by

NAKAI Atsushi

Both banquets and the *Kempai Girei* 献盃儀礼 (the rite of offering cups), which developed in Kyoto during the sixteenth century, required a variety of sizes of *Haji* ware 土師器. These styles also spread to other parts of Japan. However, in the case of Kyoto-style *Haji* ware 京都系土師器 in various regions, there were many examples where there was a dearth of varieties required for the *Buke* Rites 武家儀礼. While I believe that the increased variety in *Haji* ware is the key showing how they were used as ritual vessels, the introduction of *Buke* Rites was not a prerequisite condition for the production of Kyoto-style *Haji* ware. Very clearly, the use as ritual vessels was merely one way in which *Haji* ware was used. The cultural evaluation of *Haji* ware must be accomplished through further study of the uses of *Haji* ware.

The Formation of New Counties in Southern Song China : Case Studies from the Jiang xi (江西), the Jiang Zhe (江浙), the Guang dong (廣東) Regions

By

MAEMURA Yoshiyuki

In this paper, the actual process in which the county (縣), in the Southern Song, was established will be studied. Through this study, interests of the inhabitants and the government of a community will be discussed within the framework of the county, and a concrete image of the county will be presented from multiple angles so that readers will grasp the characteristics of the county as a basic community unit. The new counties established in the Southern Song, twenty or so of which are known to have existed, have never been studied

thoroughly due to the stability in number that the counties maintained throughout the successive dynasties. Close observation of major cases in the Jiang xi, the Jiang Zhe and the Guang dong regions, however, revealed that most new counties, since they were located on outskirts of established counties, were established with the cooperation of the inhabitants who were longing for new counties as relief from heavy tax carrying burdens or from the deteriorating public peace. Therefore, the new countries were subject to the inhabitants' will to a considerable extent. In addition, stories relating to the circumstances under which these counties were established were handed down for posterity in various forms, and how a magistrate sympathetic to inhabitants together with residential literati as the central figures established a county government was depicted. These situations in the new counties then are quite understandable as historical facts consistent with the fundamental characteristics of the Southern Song Period, when positive involvement of inhabitants in the administration played certain roles in the continuance and development of local society.

The Establishment of the Academy of Scholarly Worthies 集賢院 during the Yuan Dynasty

by

SAKURAI Satomi

This essay examines the understudied Academy of Scholarly Worthies (集賢院) of the Yuan period, with an emphasis on its formative period during the Zhiyuan (至元 1264-95) reign. It analyzes in detail the circumstance and personalities related to the Academy's establishment, its functions, as well as its relation to other administrative organs. Previous studies have stressed the court's desire to institutionally link Daosim with political power in the establishment of the Academy. However, it was also intended as a means to recruit men useful to political authorities.

While the Academy's function, including its supervision over educational institutions and its influence over other institutions, changed gradually according to the various directives of the imperial family and other administrative organs, they all can be understood in terms of the original intention behind the founding of the